

●香川県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和3年1月22日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

令和3年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市木之郷町1110番1地 先から 観音寺市木之郷町1113番5地 先まで	8.2~12.7	18	令和2年香川県告示第49号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 令和3年1月22日